

温暖化対策税の創設に関する意見表明

平成16年3月5日
全国森林組合連合会

地球温暖化問題は、21世紀における人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、この重要な問題に対処するため、京都議定書を批准し、6%削減を国際約束するとともに、平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」を策定し、京都議定書の6%削減約束のうち3.9%に相当する1,300万炭素トン程度を森林の吸収量により確保することを目標としている。

これは、森林の有する多面的機能が広く一般に認識されていることを示すとともに、森林の役割に対する期待の大きさの表れであり、われわれ森林・林業関係者は、このことを真摯に受け止め、平成14年12月に農林水産省が策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、3.9%の吸収量を確保するための森林吸収源対策に全力で取り組まなければならない。

しかしながら、木材価格の低下や林業採算性の悪化など現下の森林・林業を取り巻く厳しい状況の中では、森林所有者の林業経営意欲の減退が進み、森林の管理水準の低下が危惧されるところであり、現状の森林整備の取り組みだけでは3.9%の吸収量を確保することは困難な状況となっている。

このため、必要な吸収量を確保するための森林吸収源対策を着実に推進するためには、森林整備関係予算を十分に確保するなど国民全体で森林吸収源対策に対する責任を負うことが必要となっている。

このような状況に鑑み、地球温暖化対策の一環として検討されている温暖化対策税に関し、全国森林組合連合会は下記のとおり、意見表明する。

記

1. 地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる問題であり、その対策については、特定の産業のみが責任を負うべきものではなく、すべての国民が公平に責任を負うべきである。このため、国民全体に温暖化防止へのインセンティブを与えることのできる手法である温暖化対策税の導入には賛成する。
2. 温暖化対策税は、温暖化対策を促進するために導入することから、その用途は温暖化対策に活用すべきである。この場合、その用途には排出源対策のみではなく、吸収源対策も適切に位置づけるべきである。

森林・林業の現状と課題

平成16年3月

全国森林組合連合会

森林・林業の現状と課題

■「持続可能な森林管理」は世界のテーマ

1992年に開催された地球サミットは「持続可能な発展」をテーマに、国際社会が経済発展と環境保全の両立を合意した重要な会議でした。「森林原則声明」において森林の保全と利用を永続的に両立させていく「持続可能な森林管理」の理念が示され、以後、国連の場などで各国が取り組むべき行動についての協議が進められています。

森林国でありながら世界有数の木材輸入大国である日本は、国際社会において持続可能な森林管理を進めていく積極的な取り組みが注目されています。

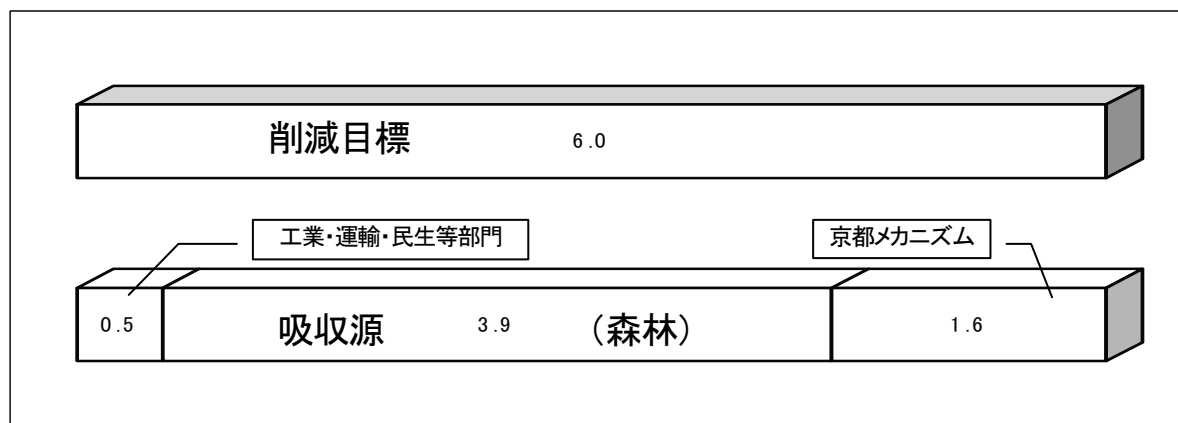
また、地球温暖化防止への取り組みについては、1997年の『京都議定書』において、わが国の温室効果ガス削減目標を6%と約束しましたが、そのうち3.9%を国内の森林経営活動によるCO₂吸収により削減することとしています。

■世界の森林・日本の森林

世界の森林面積は38億7000万haで、南極を除く陸地面積の30%を占めています。1990年からの10年間に、一部に造林による森林の増加が見られるものの、熱帯地域の天然林を中心に日本の森林面積の4倍近くの9400万haが減少しています（FAO国連食糧農業機関「2001年世界森林白書」）。

日本の森林面積は、国土面積の67%にあたる2500万ha。このうち天然林が53%、人工林が41%、無立木地5%、竹林1%となっています。所有形態は、国有林が31%、都道府県や市町村などの公有林が11%、私有林は58%となっており、私有林においては人工林化が進んでいます。また、私有林の約半分は家族経営の林家が所有していますが、零細な林家が多数を占めており平均所有規模は5ha程度と極めて小さいのが特徴です。

■温室効果ガス削減目標6%の内訳見込み



資料：『地球温暖化対策推進大綱』（平成14年3月19日）。

■世界の森林面積

(単位: 千 ha)

地域	森林面積	森林率	この10年間の増減
ヨーロッパ	1,039,251	46%	8,810
北米・中米	549,304	26%	▲ 5,700
南米	885,618	51%	▲ 37,110
アフリカ	649,866	22%	▲ 52,620
オセアニア	197,623	23%	▲ 3,650
アジア	547,793	18%	▲ 3,640
計	3,869,455	30%	▲ 93,910



資料: FAO「2001年世界森林白書」。

■日本の森林面積

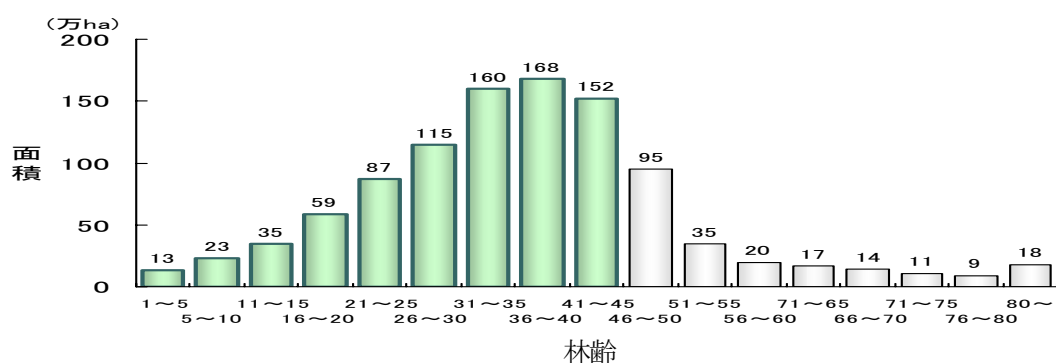
(単位: 千 ha)

所有区分	天然林	人工林	無立木地	竹林	合計
国有林	4,738	2,446	660	0	7,844
都道府県	703	477	16	0	1,196
市町村・財産区	730	732	67	5	1,534
私有林	7,211	6,743	471	147	14,572
計	13,382	10,398	1,214	152	25,146



資料: 林野庁「平成14年度林業白書」(データは平成7年3月31日現在)。

■森林の齢級構成



資料: 林野庁業務資料 (平成14年3月31日現在速報値)。
林野庁所管国有林および地域森林計画対象民有林の数値。

■苦境に立たされる林業経営

経済のグローバル化は一方で安い外国産の木材が国内林業を脅かす状況を招いており、木材自給率は2割を下回っています。

1955～65年には5000万 m^3 を超える国内の木材生産がありましたが、高度成長期の燃料革命や木材輸入自由化、プラザ合意による円高誘導、日米林産物MOSSなどにより外材の輸入が著しく増大する一方、国内生産量は減少を続け、現在生産量は3分の1以下の1800万 m^3 に減少し木材自給率はわずか18%となっています。

林業経営を支える山元立木価格は、1980年までは上昇を続けましたが、国内林業の主品目であるスギの山元立木価格は同年の22700円をピークに、外材の輸入圧力の増加や国内の製材加工・流通の合理化が進まないことなどの要因により大幅に下落し、2002年には4分の1以下の5300円となってしまいました。

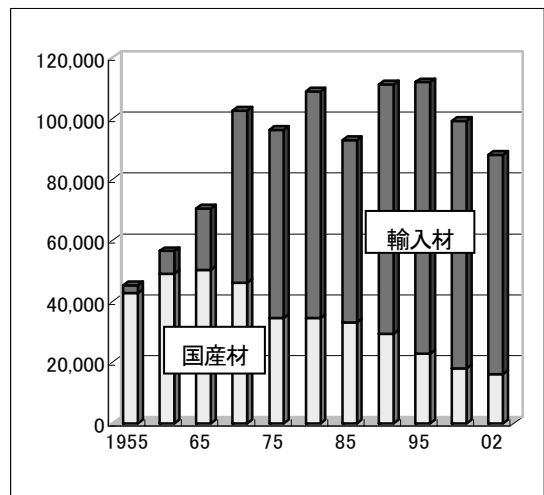
国産材の需要減少と山元立木価格の下落により、林業の採算性は著しく悪化し、林家の林業経営は苦境に立たされています。1961年にはスギ1 m^3 の山元立木価格が木材伐出作業員1日の賃金の12倍ありましたが、2000年には0.6倍になってしまいました。最近5年間で、林家の平均林業所得は60～70万円台から20万円台と3分の1以下に減少しました。

■木材(用材)需給量の推移

(単位: 千 m^3)

年度	国産	輸入	合計
1955	42,794	2,484	45,278
60	49,006	7,541	56,547
65	50,375	20,155	70,530
70	46,241	56,438	102,679
75	34,577	61,792	96,369
80	34,557	74,407	108,964
85	33,074	59,827	92,901
90	29,367	81,793	111,160
95	22,915	89,015	111,930
2000	18,019	81,241	99,260
02	16,075	72,050	88,125

資料: 林野庁「平成14年度林業白書」

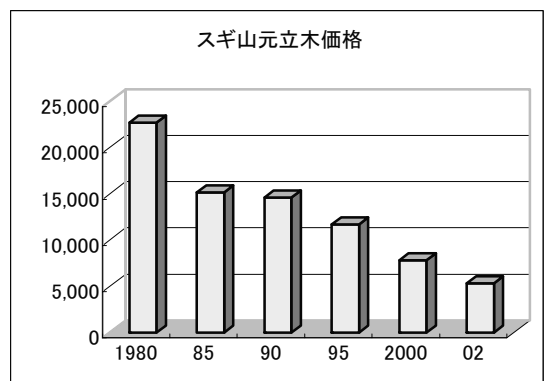


■木材価格(スギ)の推移

(単位: 円/ m^3)

年度	山元立木価格	中丸太	正角(製材)
1980	22,707	38,700	70,400
85	15,156	24,900	51,000
90	14,595	26,000	59,700
95	11,730	21,700	56,700
2000	7,794	17,200	47,300
02	5,332	14,000	42,000

資料: 日本不動産研究所「山地素地価格及び山元立木価格調」、
農林水産省「木材需給累年報告書・木材需給報告書」。

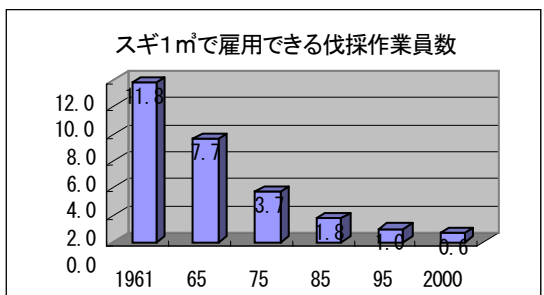


■私有林林家の林業経営収支

(単位: 千円)

年度	林業素収益 (林産物生産販売)	林業経営費 (苗・労賃・請負せ)	林業所得
1996	1,796	1,055	741
97	1,332	947	385
98	1,284	893	391
99	1,233	875	358
2000	1,067	807	260
01	980	767	213

資料: 農林水産省「林家経済調査」。保有山林面積20～500ha林家の1戸あたり平均。



■山を守る担い手がなくなる

山村では、依然として過疎化・高齢化が進んでいます。長期にわたる林業の低迷から、林業の現場では林業就業者の減少と高齢化が顕著になっています。さらに、森林の相続や企業への売却などにより森林所有者の不在村化が進み、森林経営・管理に対する意識も低下してきています。

山村の人口は一貫して減少を続けており、1965年の674万人から1995年の473万人と30年間で200万人も減少しています。また、このうち24%が65歳以上の高齢者です。国土面積の7割近くを占める森林地帯に人口のわずか4%の人しかすんでいないという状況です。

林業就業者は、1955年の52万人から高度成長期を中心に大幅に減少したが、この10年間で4割減少し、6万7千人になってしまいました。また、65歳以上の就業者が25%を占め、全産業平均の8%と比較して著しく高齢化が進行しています。

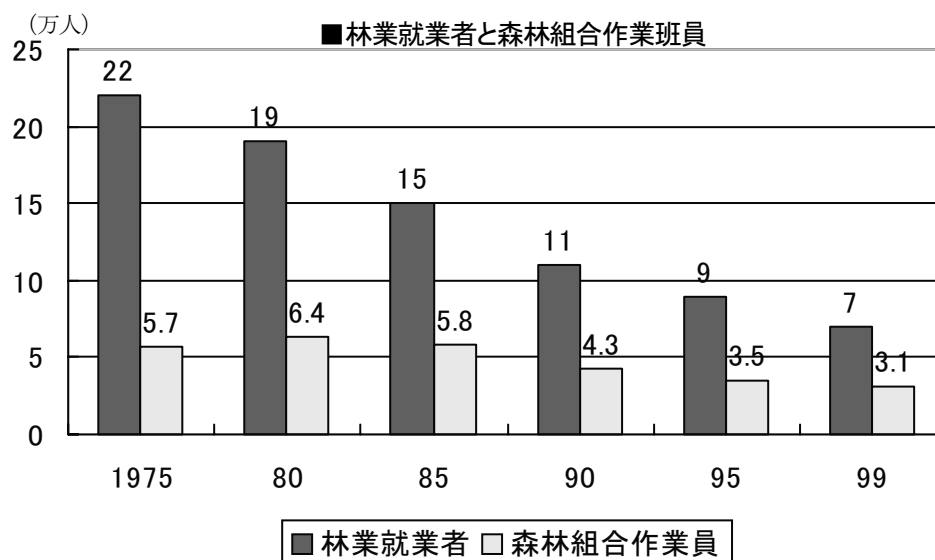
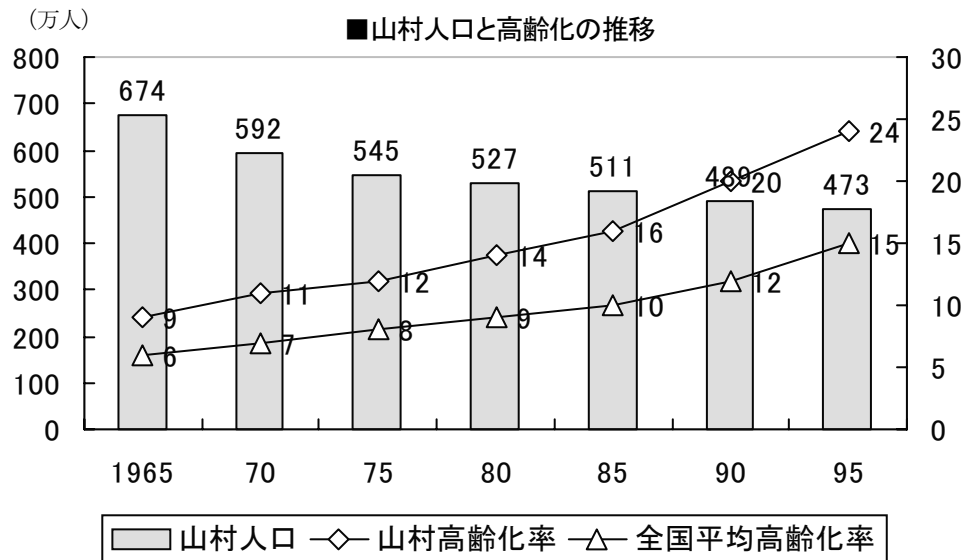
森林の所在する山村に居住していない不在村森林所有者の所有する森林面積は、1970年には私有林面積の15%、210万haでしたが、この30年間に転出や相続、企業への売却などにより330万ha、25%へと増加しています。

■森林管理水準の低下が危惧される

農林水産省が平成9年11月に実施した「山林保有者の林業生産活動に関する調査」によると、間伐の必要な森林があるにもかかわらず過去5年間に1回も間伐をしなかった人が62%もあり、伐採跡地への植林については「植林しない」と回答した人が76%にも上っています。理由はいずれも「採算が合わない」が一番にあげられています。

また、所有する森林の「境界が不明確」と回答した人が、在村者で25%、不在村者で52%にもものぼっています。

林業採算性の悪化と後継者不足、不在村化の進行により、森林の管理水準の低下が危惧されます。

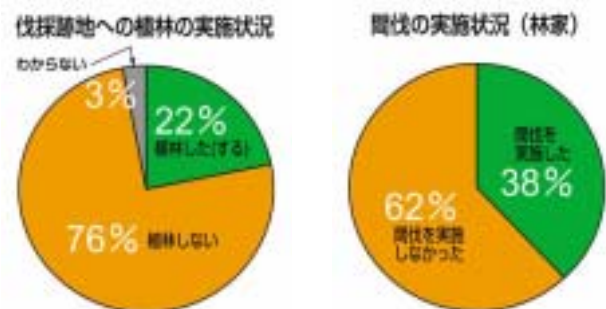


■私有林における在村者・不在村者の森林所有面積

年度	私有林面積	在村者所有	不在村者所有	不在村の割合
1970	14,206	12,089	2,117	15%
80	14,100	11,452	2,648	19%
90	13,794	10,791	3,003	22%
2000	13,482	10,161	3,321	25%

資料: 世界農林業センサス

■過去5年間の間伐実施と伐採跡地への植林



農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関する調査」(平成9年11月)。

未来へ向かって持続可能な森林管理システムづくりをめざす

森林組合と森林組合連合会

森林づくりは、半世紀から1世紀以上の年月と多くの労力を必要とします。林道・作業道の開設に始まり、地拵、植付、下刈、雪起し、枝打ち、除伐、間伐などの森林施業とこの間に発生する病虫獣害の防除、自然災害からの復旧などのプロセスを経て、やっと一人前の森林ができあがります。

わが国の森林所有者の大多数は、所有する森林面積が極めて小さいため、森林組合を設立して、共同で森林の施業管理や木材販売を行っています。

■目的

森林組合は、民有林の森林所有者が互いに協同して林業の発展をめざす協同組合です。「森林組合法」（昭和53年法律第36号）という法律に基づいて設立されており、この法律は、組合員の経済的社会的地位の向上を図ることと森林の保続培養、森林生産力の増進を図ることを通じて、国民経済の発展に貢献することを目的としています。

■組織

森林組合は、森林所有者である組合員の出資により市町村・郡単位に設立され、組合員の森林管理・経営をサポートするために森林整備・保全、木材生産・販売、森林保護、購買などの事業を行っています。全国には167万人の組合員により約1,000の森林組合が設立されています。組合員から選出された16,500人の役員が、職員8,500人、作業班員28,000人とともに運営にあたっています。

また各都道府県ごとに森林組合の出資により森林組合連合会を設立しており、連合会は、森林組合の経営指導にあたるほか、全国に約100の木材共販市場を開設し、国産材の販売拠点として、物流・情報・金融の面で重要な役割を担っています。

全国森林組合連合会は、46都道府県の連合会と大阪府森林組合の出資により設立されています。森林組合系統の全国組織として、販売、購買、情報処理、指導、担い手育成の各事業のほか、林業者の立場から政策提言も行っています。

■事業活動

森林組合では、協同化のメリットを最大限に発揮するように、組合員の経営相談や森林管理、森林施業の受託、資材の共同購入、林産物の共同販売、資金の融資、森林災害共済などの事業を行っています。

森林組合全体の事業規模は、出資金約490億円、事業総取扱高約3,240億円となっており、事業量では、木材生産販売量約440万m³、造林面積約2万5000ha、保育面積52万haにのぼっています（平成13年度）。民有林の造林の9割、間伐の7割を実行しています。

また最近では、林産物の高付加価値化や地域の就労の場の拡大を図るため、地域条件に応じて製材加工や住宅建築、シイタケの生産・販売、きのこ・山菜などの特用林産物の加工、森林レクリエーション事業などに取り組む森林組合・県森連も増加しており、より消費者ニーズに接近した事業展開が進められています。

■森林組合改革プラン

森林組合系統では、平成15～17年度を重点取り組み期間として森林組合改革に取り組んでいます。

<改革で目指す森林組合の姿>

わが国の21世紀の第1四半期は、国民の高齢化がピークへ向けて進行する中で、競争原理の導入や地球温暖化対策などの国際化への対応として、幅広い分野で構造改革や社会システムの変革が試行錯誤しながら進められることが想定される。

森林組合系統は、「未来へ向かって持続可能な森林管理システムの構築」を基軸として、自らの組織を改革・刷新し安定して事業が継続できる体制へと再編するとともに、環境問題や地域づくりに取り組むNPO（非営利の市民法人）や企業、消費者、自治体と幅広く連携・協働（行政と住民、NPOなどが対等に協力して計画づくりや社会サービス提供などを行う新たな行政運営の方法）して、森林資源の循環利用と森林管理・施業、森林所有者と林業就業者の定住化を下支えするシステム作りへ向けた運動を展開する。

国民から期待される新たな森林計画と森林所有者、林業就業者を結びつなげるこの国唯一の地域に根ざした協同組合組織との自覚の基に以下の改革を成し遂げて新たな組織へと生まれ変わり、組合員とともに21世紀を通じて持続できる地域森林管理システムづくりを目指す。

1. 森林管理・施業体制の確立

すべての森林組合において施業団地の編成や長期施業受託はもとより、造林から林産まで一貫体制を持続できる技術力のある効率的な事業体制を確立し、地域の森林管理・施業を将来にわたって担い得る地域の協同組合としての安定的な経営体制を築く。

経営体としての経営管理体制の確立はもとより、組合員組織の強化を図るとともに、地域社会への貢献活動を通じて、名実ともに地域社会において森林と人との共生を実現する協同組合としての確立を目指す。

2. 販売・製材加工事業の集約と地域材供給体制の再構築

原木共販・製材加工事業については、WTO体制下での競争激化により企業淘汰が進む中で、少なくとも都道府県域での事業の集約・再編を図って交渉力を強化し、安定的な受注の確保と受注に基づく計画的な木材生産ができる体制を構築する。

また、地域材供給ネットワークを形成し、循環型社会形成へ向けたグリーン購入（環境負荷が小さい製品の優先的購入を進める運動）や木質バイオマス（生物群のエネルギー源利用）、地産地消の推進と生産者の「顔の見える木材での家づくり」への対応など、新たな需要への供給体制を確立するとともに、県産材利用運動に呼応して地域材を系統で融通しあい地域間の需給ギャップを解消する体制を構築する。

3. 系統組織力の発揮

組織力を最大限に発揮するために、組合員の声を集約する集落・市町村段階の組合員組織を強化するとともに、系統外から調達している物資・サービスや系統外へ発注している事業を系統内へ集約化して資金・技術の蓄積を図り、系統の事業戦略や政策を企画するシンクタンク（調査研究・政策立案・コンサルティング）機能を強化する。

また、系統内において事業競合を調整する機能を強化するほか、事務手続きや書式の標準化を進め、系統全体として組合員をサポートする体制を強化する。

4. 地域森林管理システム構築へ向けた政策提案活動の強化

森林組合段階・都道府県連合会段階・全国段階で、環境問題に取り組むNPOや企業、消費者と幅広く連携して、持続可能な地域森林管理システムの

構築へ向けた森林資源の循環利用と森林管理・施業、森林所有者と林業就業者の定住化を下支えする目的税の創設を始めとする新たな社会システムづくりへ向けた運動を市町村・都道府県・国の各レベルで展開する。

5. 連携と協働による地域の事業づくり

地域において持続可能な森林管理システムを保障していくためには、森林の生長量に見合った計画的な木材生産と地域での安定的な消費が前提となる。地球温暖化対策として取り組む地域の循環型社会づくりに積極的に参画し、木質バイオマスの供給や廃棄物処理など様々な地域内ニーズに応えていく体制づくりを地元市町村や商工会・NPOとの協働により築いていく。市町村合併が進展する中で、組合員林家はもとより新規林業就業者の定住化に資する事業づくりに地域住民・企業とともに取り組む。その際に、できるだけ多くの地域の利害関係者が分野・領域を越えて参画し、協同組合精神に基づき活動が行えるよう働きかけていく。

また、こうした取り組みにかかわる人々の全国的なネットワークを形成し、大きな国民運動への展開を目指す。

森林と木と人の総合情報サイト

<http://www.zenmori.org/>

全国森林組合連合会が取り組んでいる様々な事業のサイトへリンクしています。

- **N. W. 森林いきいき 林業 net** ～森と林業就業希望者を結ぶために
 - ・ 森林の仕事ガイダンス、林業体験教室
 - ・ 『緑の雇用』担い手育成対策
- **森林環境教育** ～森と市民・子供たちを結ぶために
 - ・ 森林環境教育全国シンポジウム
 - ・ 森林環境教育共通テキスト
- **森林は誰のもの？** ～森と不在村森林所有者、企業・市民を結ぶために
 - ・ 全国ふるさと森林会議
 - ・ 誰だれ森林もりネットワーク
- **間伐ホームページ** ～間伐材と需要者を結ぶために
 - ・ 間伐材マーク、間伐材製品eショップ

全国森林組合連合会

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル8F

Tel. 03-3294-9711 Fax. 03-3293-4726

森林組合の森林整備事業

■施業計画案－所有者の合意形成－施業団地編成

計画



説明会



座談会



事業費見積り



現地踏査



ふるさと森林会議(不在村所有者)



施業団地編成・路線設定



現地説明会



■さまざまな森林作業



地拵え



植付



下刈り



除伐



間伐



造材



成林



作業路開設

